

第四次 長野市環境基本計画

<素案>

2026（令和8）年 7 月
長野市

はじめに（市長あいさつ）

目 次

1. 序章	1
第1節 環境を取り巻く状況	1
第2節 環境基本計画の策定に当たって	7
第3節 環境基本計画の位置づけ	7
第4節 計画の期間	8
第5節 計画の対象	8
2. 長野市の現況	9
第1節 長野市の地域特性	9
第2節 市民・事業者の環境意識（アンケート調査）	15
3. 環境基本計画の目指すもの	16
第1節 望ましい環境像	16
第2節 環境未来コンセプト	17
第3節 計画策定上の視点	18
第4節 施策の体系	19
4. 施策の展開	20
施策の柱① 脱炭素社会の構築（地球温暖化対策地域推進計画）	20
施策の柱② 気候変動への適応（気候変動適応計画）	24
施策の柱③ 自然環境の保全と活用（生物多様性地域戦略）	27
施策の柱④ 未来へつながる快適な環境	30
施策の柱⑤ 循環型社会の構築	33
施策の柱⑥ 環境意識の向上と実践	36
5. 計画の推進体制・進行管理	39
第1節 推進体制	39
第2節 長野市環境マネジメントの推進	40
第3節 指標・目標値一覧	40
第4節 SDGsとの関連	40
資料編	41
資料編1 策定の経緯	41
資料編2 用語集	42

◆用語集（本文中の分かりにくい用語について＊を付し、資料編に用語解説を示しています。）

1. 序章

第1節 環境を取り巻く状況

(1) 国際的な動向

① 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs は、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。

17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、すべての国、すべての人々及び社会のすべての部分でこれらの目標とターゲットが満たされ、誰一人取り残さないことなどが宣言されています。



② 国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）とパリ協定

2015（平成 27）年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

③ 生物多様性条約締結国会議（COP）

1992（平成 4）年に生物多様性条約（CBD：Convention on Biological Diversity）が採択され、生物多様性条約締結国会議（COP：Conference of the Parties）が 1994（平成 6）年から毎年開催されています。

近年の主な動向として、2022（令和 4）年 12 月にカナダ・モントリオールにおいて開催された COP15 では、愛知目標の後継である国際的な目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この新枠組では、2050 年の「自然と共生する世界」実現に向けた 2030 年までの新たな世界目標として確定され、日本が重視していた保全に関する目標である「30by30 目標」が主要な行動目標の一つとして位置付けられました。

(2) 国内の動向

① 第六次環境基本計画

環境基本計画は環境基本法に基づき政府の環境施策の大綱を定める計画で、第六次計画が 2024（令和 6）年 5 月に閣議決定されました。

環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。

具体的には、すべての環境分野を統合する最上位の計画として、目指すべき文明・経済社会の在り方を提示し、「環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していく」ことを掲げています。



出典：第六次環境基本計画の概要（環境省）

図 1-1 第六次環境基本計画の概要

② 地球温暖化対策計画

2025（令和 7）年 2 月に改定された「地球温暖化対策計画」では、従来の 2030 年度目標（2013 年

度比 46%削減)と、2050 年カーボンニュートラル目標を直線経路で結ぶものとして、2035 年度 60%削減 (2013 年度比)、2040 年度 73%削減 (2013 年度比) という新たな削減目標が設定されました。加えて、フォローアップを通じて、対策・施策の進捗状況や今後の施策実施等に関する進捗管理を強化することが示されました。

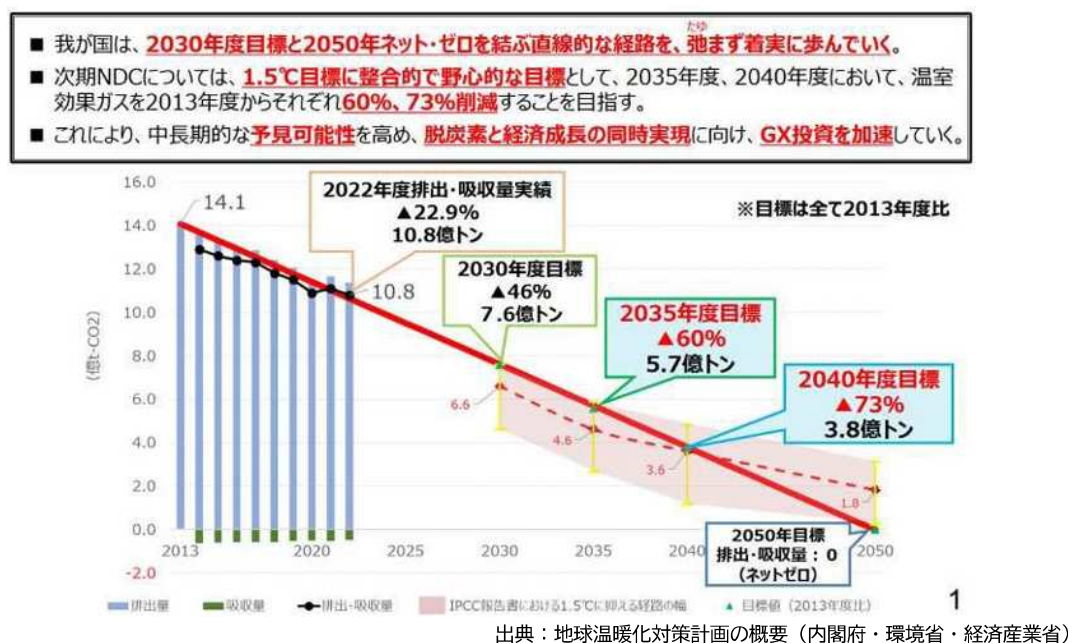


図 1-2 2050 年カーボンニュートラルに向けた削減経路

③ 第7次エネルギー基本計画

2025（令和7）年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」では、データセンターの建設に伴う電化の進展等、様々な不確実性があることを念頭に、2040 年度における国内のエネルギー需給見通しが提示されました。具体的には、増加する電力需要に対応すべく、再エネ及び原子力の電源開発・整備を進め、2040 年度においては火力 3～4 割程度、原子力 2 割程度、再エネ 4～5 割程度を目指すこととしています。

④ 地域脱炭素ロードマップ

2021（令和3）年6月に策定された地域脱炭素ロードマップでは、2050 年カーボンニュートラルを達成するため、今後5年間でやるべき対策・施策の全体像のあり方が示されました。

全国各地域の関係者が、社会経済上の課題を解決するためにより良い地域づくりに努力している中で、脱炭素の要素も加えた地域の未来像を描き、協力して行動することで、地域が主役となって強靱な活力ある地域社会への移行を目指すとしています。

⑤ 生物多様性国家戦略

生物多様性国家戦略は生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条の規定に基づく政府の基本的な計画で、1995年に策定されて以降、これまで5回の見直しが行われてきました。

2023（令和5）年に第六次戦略である「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定され、新たな国際的な目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応したものとなっています。さらに、2030年のネイチャーポジティブの実現に向けて、以下の5つの基本戦略が設定されました。

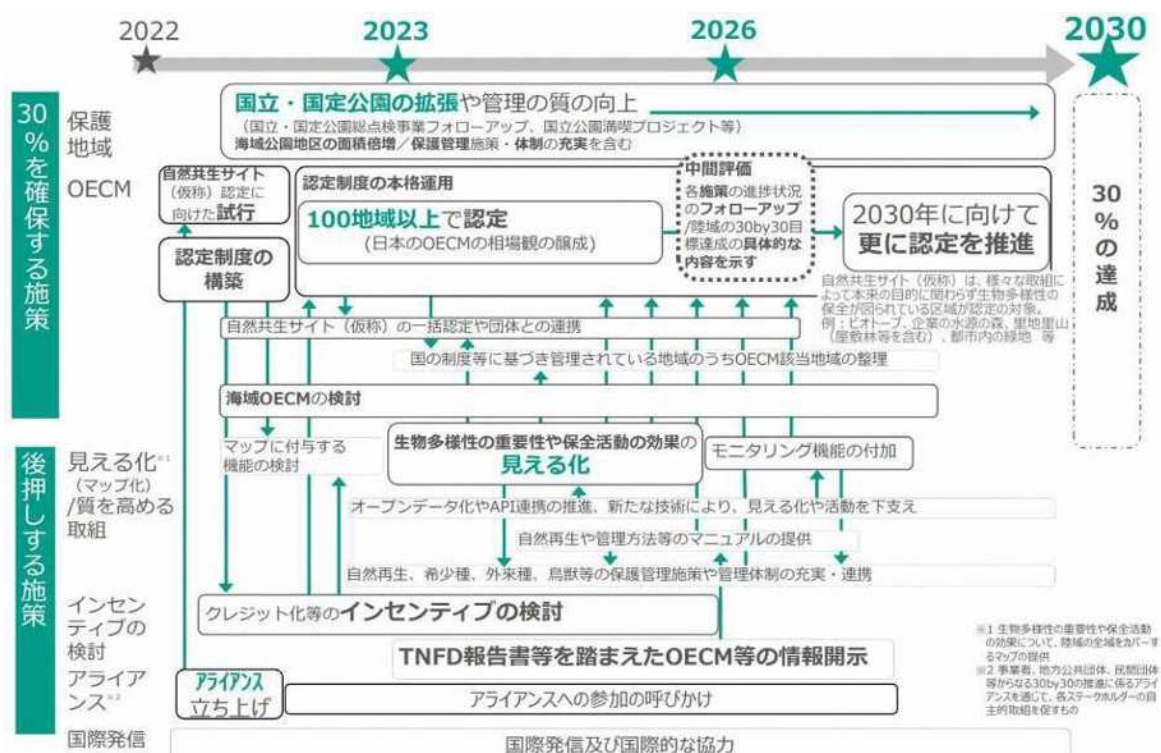
【生物多様性国家戦略 2023-2030 の基本戦略】

- (1) 生態系の健全性の回復
- (2) 自然を活用した社会課題の解決
- (3) ネイチャーポジティブ経済の実現
- (4) 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
- (5) 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

⑥ 30by30 ロードマップ

30by30 とは、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のことです。

日本では 2021（令和 3）年時点で陸域の 20.5%、海域の 13.3%が保全地域となっており、そこから 30by30 目標に向けた行程と具体策についてまとめた 30by30 ロードマップが 2022（令和 4）年 3 月に環境省の生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議により策定されました。



出典：30by30 ロードマップ（生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議（環境省））

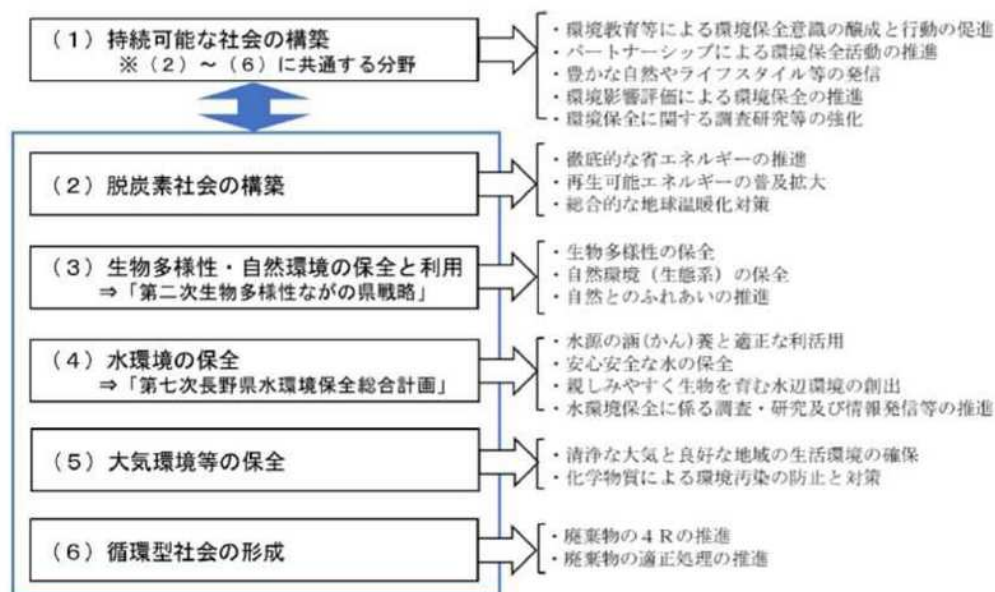
図 1-3 30by30 ロードマップの概要

(3) 長野県の動向

① 第五次長野県環境基本計画

長野県環境基本計画は、長野県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画で、2023（令和5年）3月に第五次長野県環境基本計画が策定されました。

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく行動計画を包含するとともに、「生物多様性基本法」に基づく「第二次生物多様性ながの県戦略」及び「長野県水環境保全条例」に基づく「第七次長野県水環境保全総合計画」としても位置付けられています。



出典：第五次長野県環境基本計画（長野県）

図 1-4 第五次長野県環境基本計画の概要

② 長野県ゼロカーボン戦略

2022（令和4）年5月に長野県ゼロカーボン戦略が改定されました。

長野県ゼロカーボン戦略では、ゼロカーボンの基盤として「(1)徹底的な省エネルギーの推進、(2)再生可能エネルギーの普及拡大、(3)総合的な地球温暖化対策」が示されています。また、2050年までに、エネルギー消費量は約73%の減少、再生可能エネルギーの生産量は約146%の増加を目標としています（それぞれ2016（平成28）年比）。

③ 生物多様性ながの県戦略

2023（令和5）年度からは、第五次長野県環境基本計画（令和5年3月策定）における「生物多様性・自然環境の保全と利用」を「第二次生物多様性ながの県戦略」として位置付け、「人と自然が共生する信州」の実現へ向けて県民との協働によって取り組んでいます。

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

【推進標語】
「生き物と 豊かな自然 未来へと」



【環境をめぐる状況・課題】

- 開発、里山の利用・管理衰退、気候変動などによる野生動植物の生息環境の悪化
- 過疎化・高齢化等による里地里山での活動縮小に伴う県土の保全機能低下や景観の悪化
- 自然公園の指定区域に加え、区域外の生物多様性の豊かな地域における保全と持続可能な利用の両立

【将来像】

- 自然環境エリアが拡大することにより、生態系ネットワークが形成され、本県ならではの生物多様性が保全
- 農地・森林等の適切な管理、野生鳥獣による被害防止、生物多様性に配慮した農林業により美しい景観が保全
- 生態系や自然の恵みを活かして気候変動対策などの多様な社会課題の解決につなげる取組により、人と自然が共生する持続可能な社会が実現
- あらゆる主体が自然環境に配慮した行動を継続することにより、美しい景観が保全され、県内外から多くの方が来訪

【主な施策】

- 「長野県版レッドリスト」の改訂
- 「生物多様性保全パートナーシップ協定」を締結し、多様な主体との連携による生物多様性保全の推進
- 30by30の目標に向け、保全地域の掘り起こしや、御嶽山の国定化による公園管理の質の向上
- 持続可能な農林業の推進
- 行政・山小屋関係者等の協働による登山道等の整備
- ☆ 森林セラピー®・森林環境教育など森林の利活用に関する活動を支援

達成目標	現状	目標	備考
生物多様性保全パートナーシップ協定数	17件 (2021年度)	34件 (2027年度)	現状の協定数の増倍を目標に設定
自然公園利用者数	2,304万人 (2021年)	3,820万人 (2027年)	現状の前5年間の年間利用者数の最大値を上回ることを目標に設定
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積(認定面積)	49,343ha (2021年度)	50,200ha (2027年度)	整備済みの農用地面積の概ね8割での取組を目標に設定

出典：第五次長野県環境基本計画概要（長野県）

図 1-5 第五次長野県環境基本計画における生物多様性ながの県戦略の概要

(4) 長野市の環境行政の動向

① 長野市環境基本計画のあゆみ

市では、良好な自然環境と健全な社会環境の保全と創造を推進し、未来に誇りうる環境調和都市の実現に向け、1997（平成 9）年 3 月に「長野市環境基本条例」を制定しました。

この条例に基づき、環境分野の最上位計画として、2000（平成 12）年 3 月に「長野市環境基本計画」を策定し、その後も 2012（平成 24）年 4 月には第二次環境基本計画を策定しました。

2022（令和 4）年 4 月策定の「第三次長野市環境基本計画」では、「長野市地球温暖化対策地域推進計画」を統合するとともに、「生物多様性地域戦略」及び「地域気候変動適応計画」を包含させました。

② アジェンダ 21 ながの-環境行動計画-

長野市では、2003（平成 15）年に、ながの環境パートナーシップ会議と協働で「アジェンダ 21 ながの-環境行動計画-」を策定し、2007（平成 19）年、2013（平成 25）年、2018（平成 30）年には、内容の一部見直しを行いました。

本アジェンダでは、『長野市版ローカルアジェンダ』として広く市民の皆様をはじめ、企業、行政機関に提案し、協働による推進によって、地域の環境保全とともに持続可能な社会の構築に貢献していくことを目指しています。

第2節 環境基本計画の策定に当たって

本計画は、長野市において、温室効果ガスの排出量削減を推進するため、本市の自然的社会的状況等を踏まえた重点施策を明確化し、施策の効果的・効率的な推進を図るものです。

第3節 環境基本計画の位置づけ

本計画は「長野市環境基本条例」第7条に基づき策定するものです。「気候変動適応法」の第12条に基づく地域気候変動適応計画としても位置づけています。

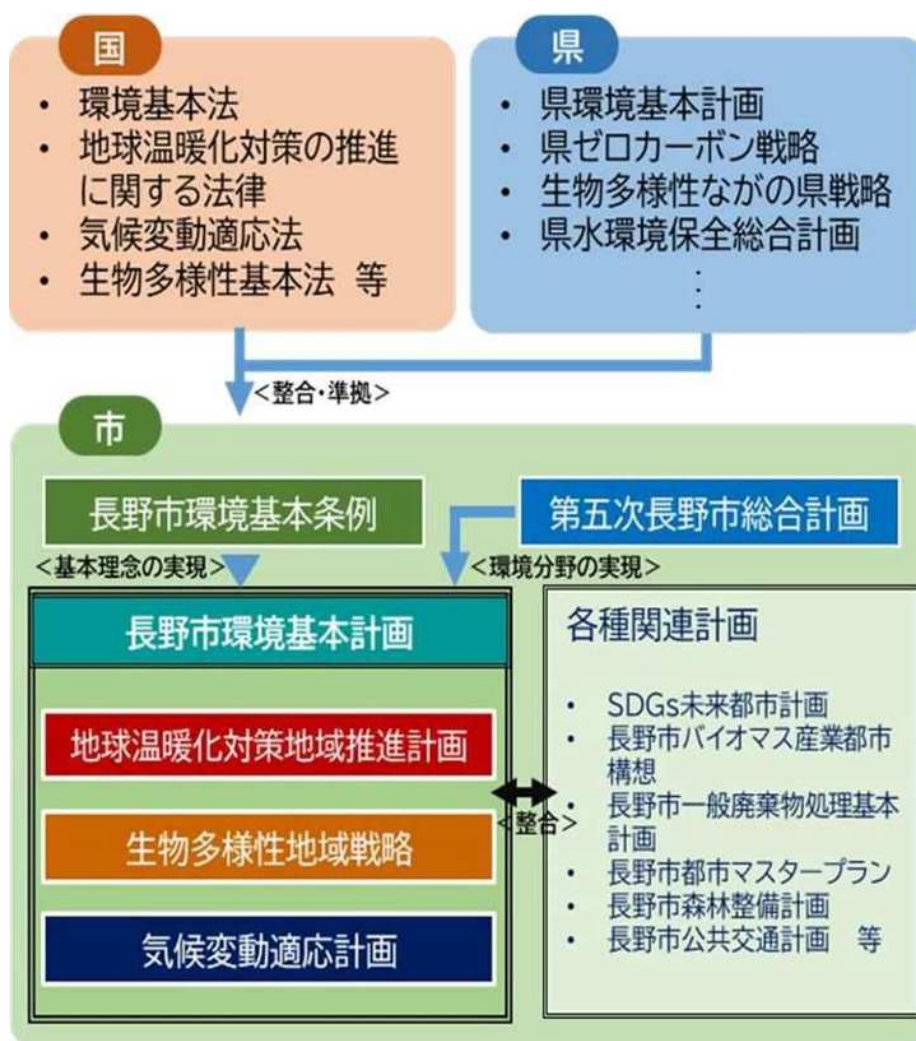


図 1-6 計画の位置づけ

第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和9(2027)年4月から令和14(2032)年3月までの5年間としますが、環境や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。



第5節 計画の対象

(5) 対象とする地域

本計画は、長野市全域を対象とします。ただし、長野地域スクラムビジョンに掲げられている事業については、長野地域連携中枢都市圏の構成市町村を含めるものとします。

(6) 対象とする範囲

本計画は、長野市環境基本条例第6条に規定する施策の基本方針に掲げた施策を対象範囲とします。

2. 長野市の現況

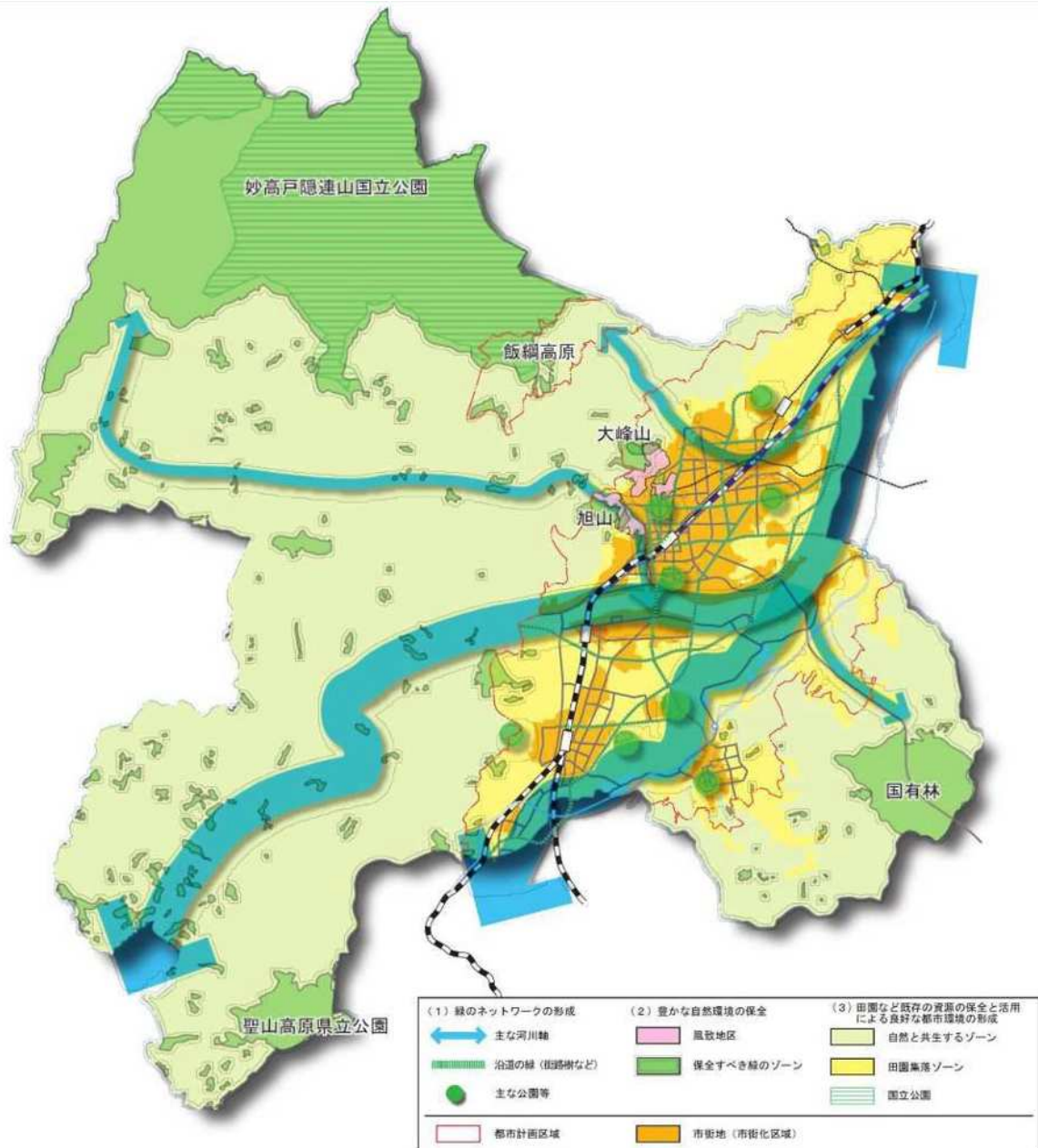
第1節 長野市の地域特性

(1) 位置・地勢

長野市は、日本のほぼ中央にある長野県北部に位置し、妙高戸隠連山国立公園をはじめとした山並みに囲まれ、千曲川とその支川である犀川により形成された長野盆地を中心に立地しています。

市域面積は、834.81 km²であり、南北に 41.7 km、東西に 36.5 kmとなっています。

標高は、市の北西部にある高妻山頂の 2,353mが最高で、千曲川沿いの 327mが最低となっており、市役所は 362mの高さに位置しています。



出典：長野市都市計画マスタープラン（長野市都市整備部都市計画課）

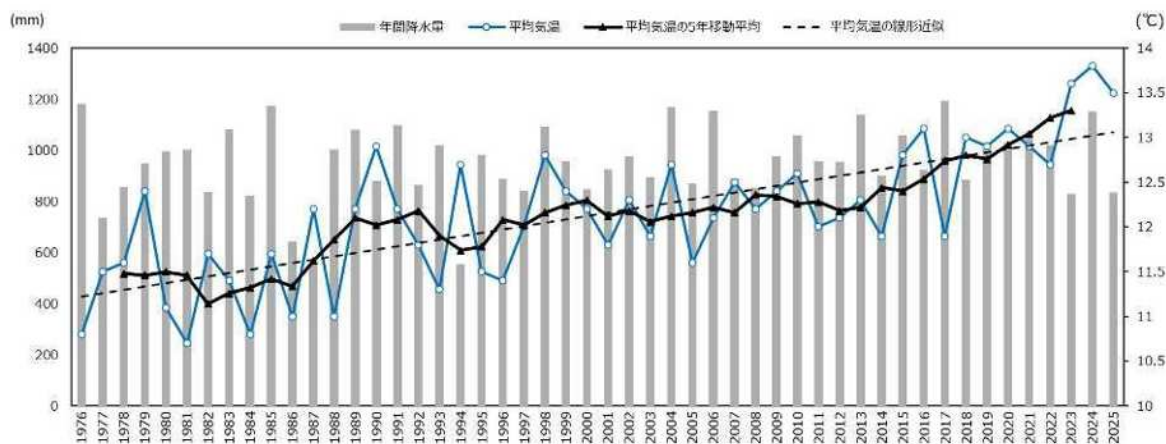
図 2-1 長野市の位置図

(2) 気候

長野気象観測点の気象観測データ（気象庁）において、2025（令和 7）年の日平均気温は 13.8℃であり、2023（令和 5）年、2024（令和 6）年に引き続き 13℃台となりました。

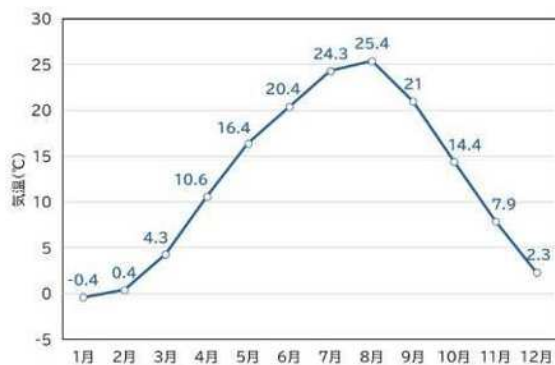
また、図 2-3 月別気温に示すとおり、気温は 8 月に最も高くなるものの、平均気温は 25℃程度にとどまり、真夏日には達していません。一方、冬季は 0℃前後の低温期が続くことに加え、12 月頃から積雪が確認されます。

このように、本市は、夏季は比較的涼しく、冬季は寒さと積雪の影響を受ける、内陸性気候の特徴を有しています。



出典：長野観測所の気象観測データ（気象庁）を基に作成

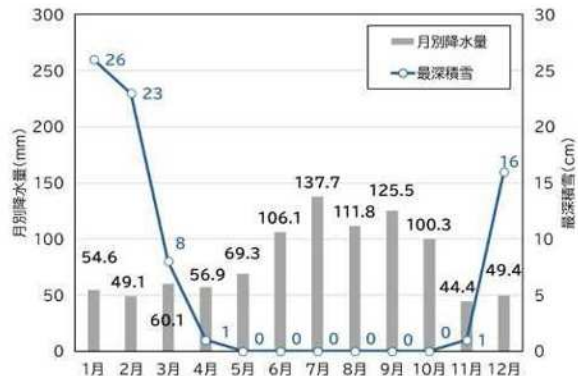
図 2-2 年間降水量・平均気温の推移



※1991～2020 年の 30 年間の平年値

出典：長野観測所の気象観測データ（気象庁）を基に作成

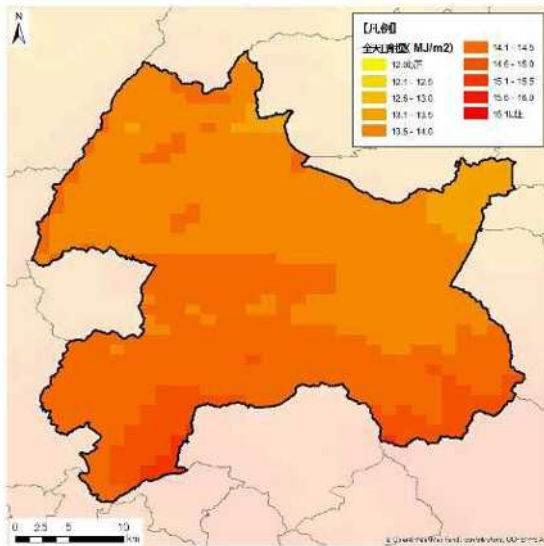
図 2-3 月別気温



※1991～2020 年の 30 年間の平年値

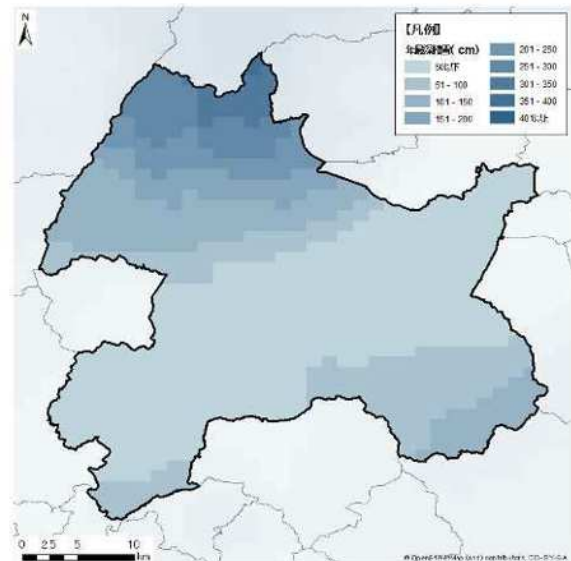
出典：長野観測所の気象観測データ（気象庁）を基に作成

図 2-4 月別降水量・最深積雪深



※1991～2020年の30年間の平年値
出典：国土数値情報（国土交通省）を基に作成

図 2-5 全日射量分布



※1991～2020年の30年間の平年値
出典：国土数値情報（国土交通省）を基に作成

図 2-6 積雪深分布

(3) 人口・世帯

本市の総人口は、2025（令和7）年10月現在で357,112人であり、2000（平成12）年の387,911人をピークに減少傾向にあります。一方、世帯数は2025（令和7）年10月現在で157,938世帯となっており、近年は増加傾向が見られます。その結果、1世帯あたりの人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。



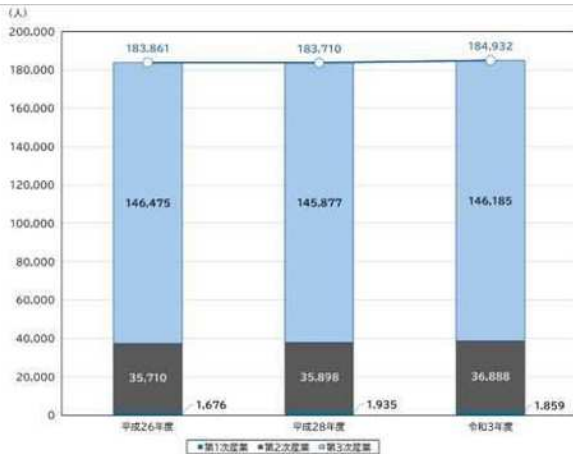
出典：国勢調査（総務省）を基に作成

図 2-7 長野市の人口の現況

(4) 産業

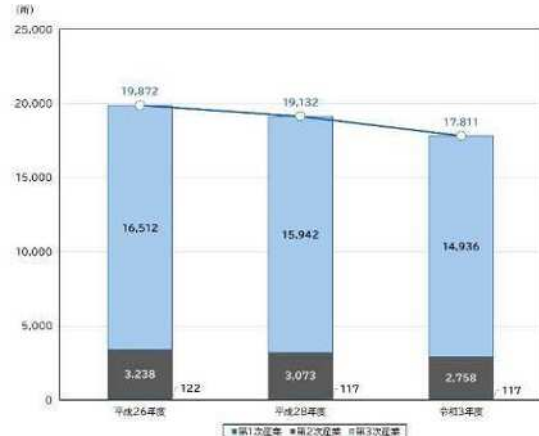
長野市の2021（令和3）年度の就業者総数は184,932人であり、平成26年度以降は概ね横ばいで推移しています。産業別にみると、第2次産業はやや増加している一方、第1次産業は減少傾向、第3次産業は大きな変動はなく横ばいで推移しています。

また、2021（令和3）年度の事業所数は17,811事業所であり、平成26年度（19,872事業所）から一貫して減少傾向にあります。産業別では、第3次産業が事業所数の大部分を占め、全体の約8割を構成しています。



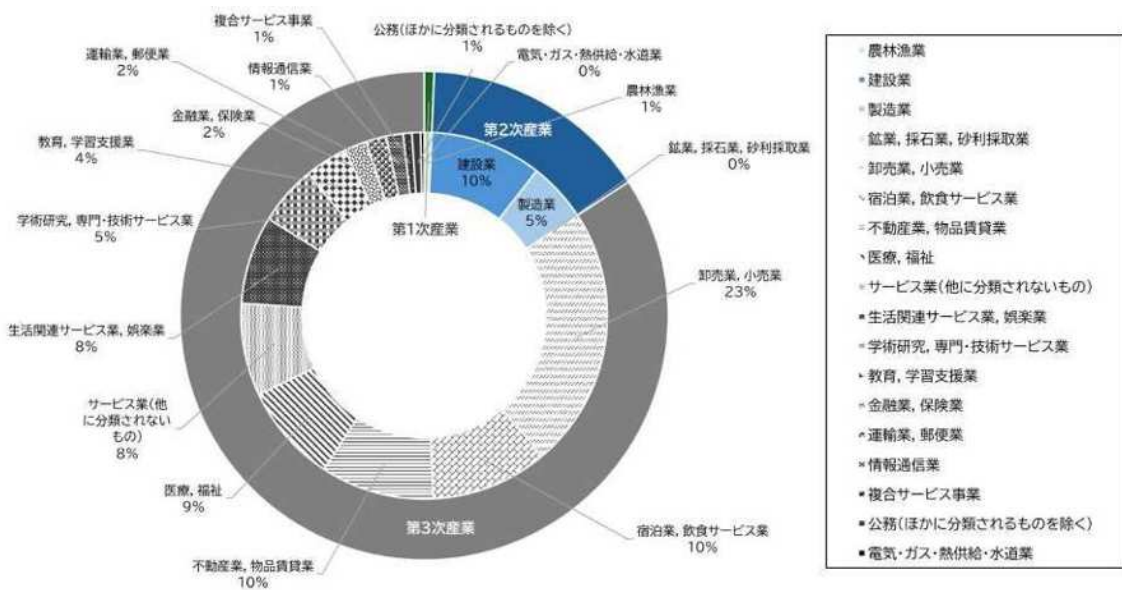
出典：経済センサス活動調査（総務省）を基に作成

図 2-8 長野市の産業分類別就業者数の推移



出典：経済センサス活動調査（総務省）を基に作成

図 2-9 長野市の事業所数の推移

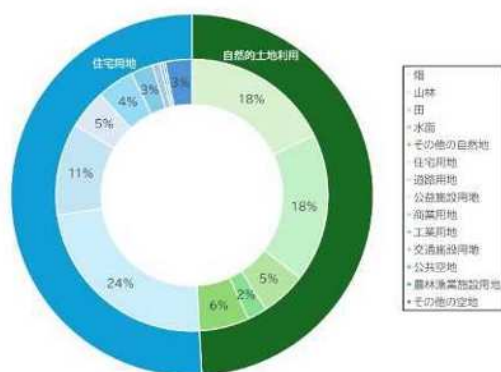


出典：経済センサス活動調査（総務省）を基に作成

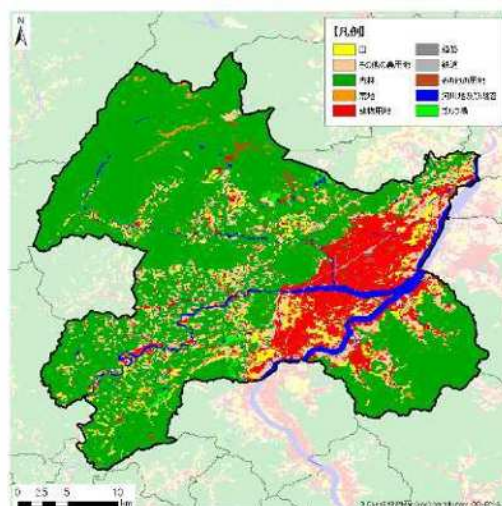
図 2-10 2022（令和4）年度産業分類別推移業者数の割合

(5) 土地利用

長野市の土地利用は、自然的土地利用と住宅用地が概ね同程度の割合を占めています。図 2-12 土地利用分布に示すとおり、市域の西側には森林を中心とした自然的土地利用が広がり、東側には建築用地が分布しています。また、中心市街地では田と建築用地が多く、千曲川沿いには田や農地が広がっています。



出典：長野市都市計画基礎調査
(長野市都市整備部都市計画課)を基に作成
図 2-11 土地利用の構成割合



出典：国土数値情報（国土交通省）を基に作成
図 2-12 土地利用分布

(6) 交通

長野市の道路交通網は、善光寺平に沿って南北方向に延びる国道 18 号・19 号の広域幹線軸と、東西方向の国道 406 号・403 号等の横断軸により構成されています。さらに、市内にはこれら幹線道路を補完する市道等の生活道路が張り巡らされており、市民の日常的な移動を支えています。

■ 広域道路網



出典：長野市都市計画マスタープラン（長野市都市整備部都市計画課）

図 2-13 長野市の広域道路網

第2節 市民・事業者の環境意識（アンケート調査）

（1）アンケート調査の実施概要

計画の改定に当たり、市民・事業者の環境意識や市の環境施策に対する意見を調査するため、市民 2,000 人、事業所 500 社を対象にアンケート調査を実施しました。

また、市政に対する市民ニーズや市の施策に対する意見などを調査するため、昭和 57 年度から市民 5,000 人を対象に毎年実施している「まちづくりアンケート」や長野市総合計画に掲げた「目指す状態」の進捗状況を把握するため、市民 6,000 人を対象に「市民アンケート」などを実施しています。

表 2-1 第四次長野市環境基本計画策定に係るアンケートの実施概要

	市民	事業者
対象	長野市内の市民 2,000 人	長野市内の事業者 500 者
回収率	43.8% (876/2,000)	30.8% (154/500)
回答者の属性	年齢	業種
実施期間	2025 年 10 月 22 日（水）～2025 年 11 月 10 日（月）	
発送/回収方法	調査票の郵送/郵送回収・web 回答	

（2）アンケート調査結果の概要

本市のアンケート結果から読み取れる特徴を以下に示します。

① 長野市の環境に対する満足度

図 2-14 環境に対する満足度の経年変化

② 地球温暖化対策への取組状況

図 2-15 地球温暖化対策への取組状況の経年変化

③ 環境面での幸福度（Well-Being）

図 2-16 環境面での幸福度（Well-Being）

3. 環境基本計画の目指すもの

第1節 望ましい環境像

本計画では、長野市環境基本条例で定める基本理念に基づき、総合的かつ計画的に環境施策を推進するに当たり、市民や事業者等の様々な活動主体と目指す姿を共有するため、環境像として「●●」を掲げます。

第2節 環境未来コンセプト

3つの環境未来コンセプト「2050 カーボンニュートラルの実現」「ウェルビーイングの実現」「サーキュラーエコノミーの実現」を長野市環境計画の基本理念とし、環境・生活・経済の好循環による●●（望ましい環境像）の実現を目指します。

【2050 カーボンニュートラルの実現】

持続可能な未来の実現に向け、温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す。



【ウェルビーイングの実現】

豊かな自然環境を保護・育成することで、誰もが高い生活の質と幸福な生活を送ることを目指す。



【サーキュラーエコノミーの実現】

資源を効率的に利用し、環境と経済が調和する持続可能な社会の構築を目指す。



第3節 計画策定上の視点

環境基本計画は、持続可能な社会の実現を目指し、環境保全と経済・社会の調和を図るための多角的な視点が必要となり、これにより、環境課題への効果的な対応と、地域や国全体の長期的な発展を支える基盤を構築することが可能になります。

このため、環境基本計画では、次の3つの視点を踏まえた施策を位置づけることとします。



第4節 施策の体系

本計画では、施策の軸を6つの柱に分類し、それらに基づく各施策に取り組むことで、長野市における地球温暖化対策を総合的に推進します。

< 施策体系 >

施策の柱① 脱炭素社会の構築	1 省エネルギーの推進 2 再生可能エネルギーの利用促進 3 脱炭素型の地域づくり
施策の柱② 気候変動への適応	1 理解促進・行動変容の推進 2 高温・暑熱対策 3 防災力の向上
施策の柱③ 自然環境の保全と活用	1 山の自然環境の保全と活用 2 里の自然環境の保全と活用 3 街の自然環境の保全と活用
施策の柱④ 未来へつながる 快適な環境	1 安全・快適な生活環境の形成 2 美しいまちなみの保全と創出
施策の柱⑤ 循環型社会の構築	1 ごみ減量の推進 2 廃棄物の適正処分
施策の柱⑥ 環境意識の向上と 実践	1 協働による環境保全活動の推進 2 環境の学びと体験の場の確保 3 環境情報の発信